

月報 (令和6年12月号)

いしのまき



みやぎハローワークキャラクター
「ガンちょーさん」

ハローワーク石巻 〒986-0832 石巻市泉町4丁目1-18
(石巻公共職業安定所) TEL 0225-95-0158

○ 一般職業紹介状況 (令和6年10月内容) について

【有効求人倍率】

○ 有効求人倍率は1.28倍となり、前年同月差では0.08ポイント下回り、前月差は0.03ポイント下回りました。

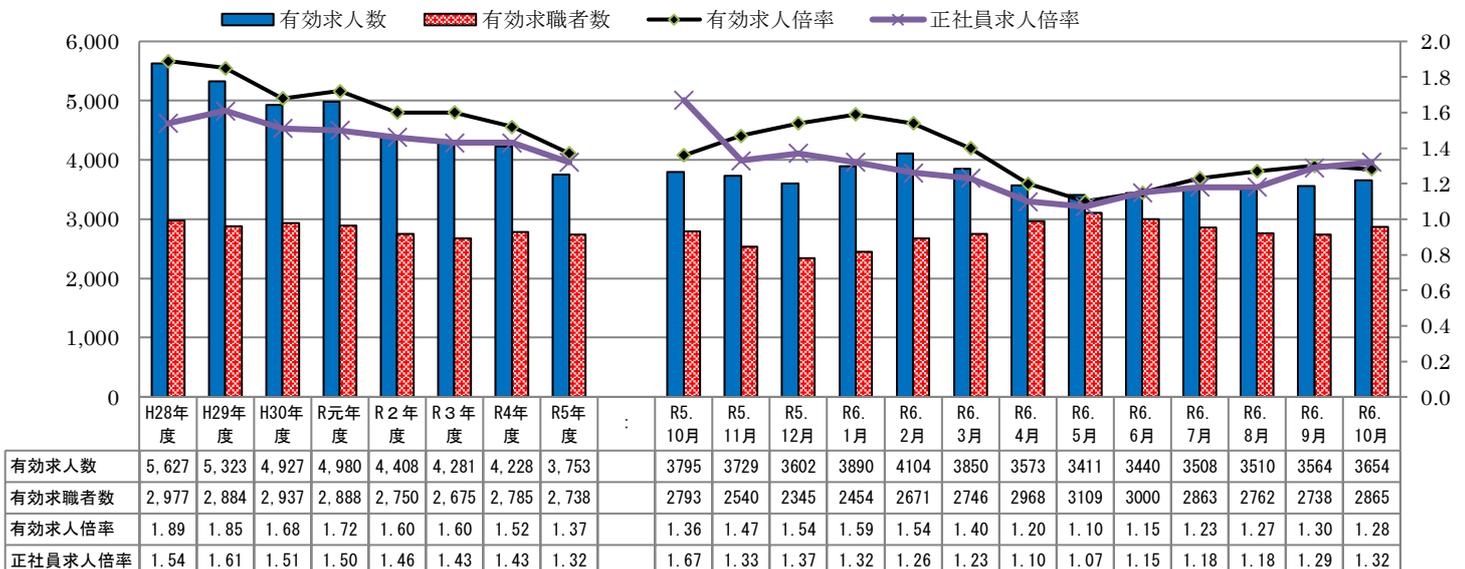
【求人のおよす】

- 新規求人数は1,401人で、前年同月比で1.0%増 (前年同月差14人増)、前月比で10.3%増 (前月差131人増) となりました。
- 月間有効求人数は3,654人で、前年同月比で3.7%減 (前年同月差141人減)、前月比で2.5%増 (前月差90人増) となりました。

【求職のおよす】

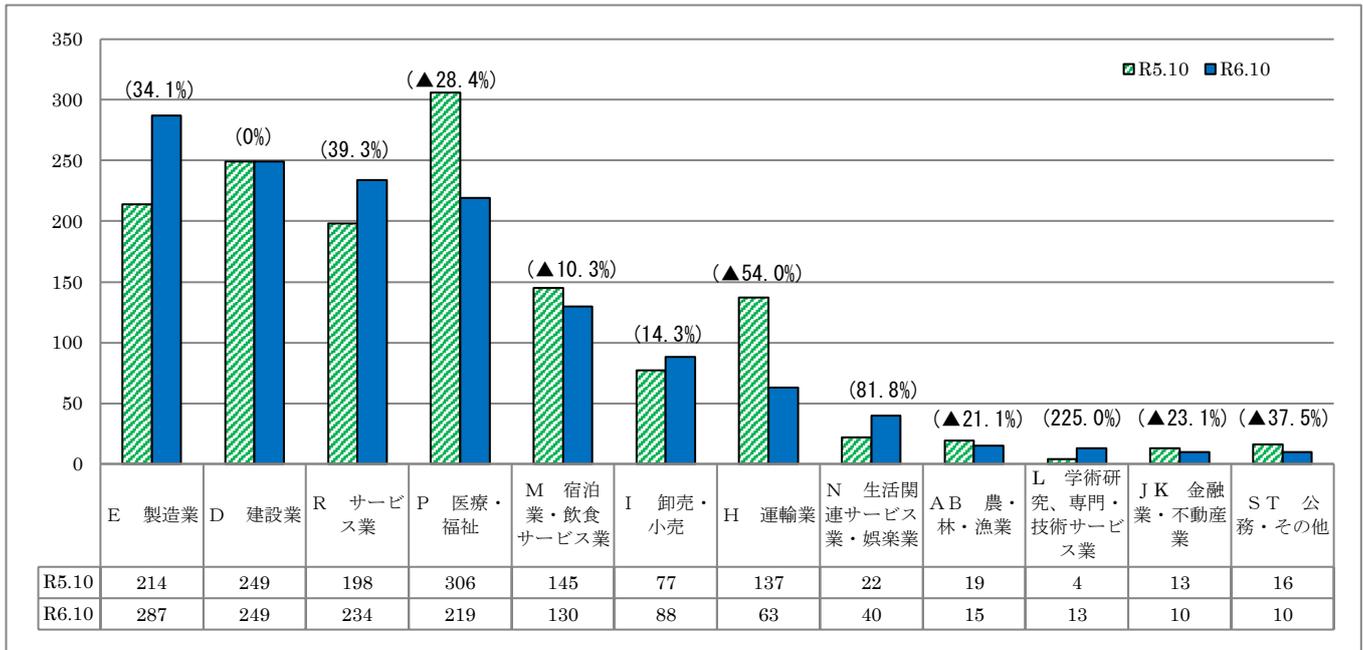
- 新規求職者数は790人で、前年同月比で13.5%増 (前年同月差94人増)、前月比17.7%増 (前月差119人増) となりました。
 - 月間有効求職者数は2,865人で、前年同月比で2.6%増 (前年同月差72人増)、前月比で4.6%増 (前月差127人増) となりました。
- 月間有効求職者数を年齢階層別割合で見ると、44歳以下は1,184人で41.3%、45歳以上54歳以下は611人で21.3%、55歳以上は1,070人で37.3%となっています。

求人・求職の状況



※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

○ 産業別：主な新規求人の状況



○ 一般職業紹介状況（パート含む）

項目	計	男	女	前月比	前年同月比	
新規求人数	1,401	*	*	10.3	1.0	
月間有効求人数	3,654	*	*	2.5	▲3.7	
新規求職者数	790	356	434	17.7	13.5	
うち雇用保険受給者	194	79	115	45.9	14.1	
月間有効求職者数	2,865	1,286	1,577	4.6	2.6	
うち雇用保険受給者	1,011	424	586	0.5	2.7	
求人倍率	新規	1.77	*	*	▲0.12 P	▲0.22 P
	有効	1.28	*	*	▲0.03 P	▲0.08 P
紹介件数	799	369	430	6.0	7.5	
うち雇用保険受給者	216	96	120	20.7	17.4	
就職件数	295	114	181	4.6	▲4.8	
うち雇用保険受給者	110	47	63	32.5	29.4	
新規就職率	37.3	40.5	41.7	▲4.7 P	▲7.2 P	

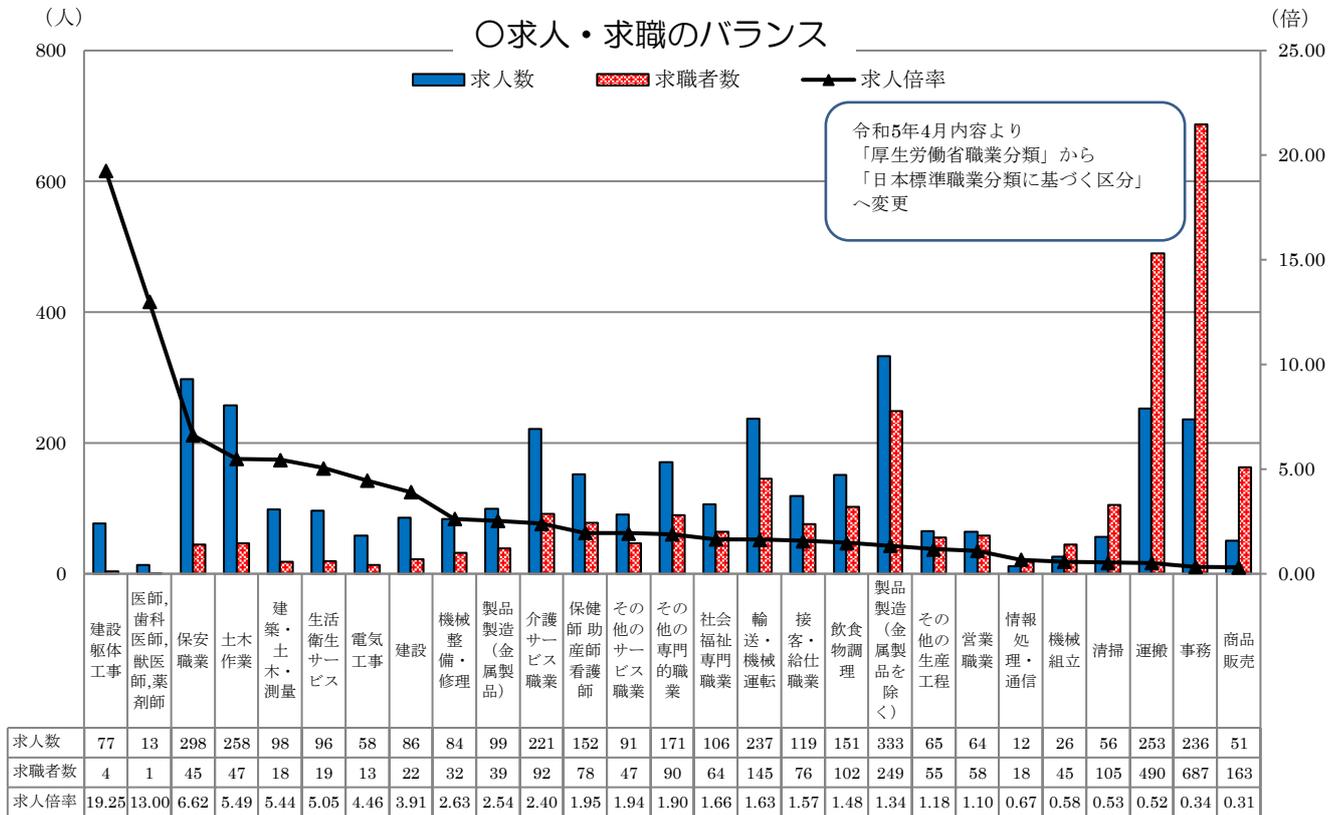
※平成 16 年 11 月から求職申込書における「性別」欄の記載が任意となったことに伴い、男女別の合計は必ずしも一致しない。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和 3 年 9 月以降の数値の取扱いについては、1 頁の（※）を参照。

○ 障害者職業紹介状況

項目	計	身体	知的	精神	その他	前月比	前年同月比
新規求職者数	43	14	4	22	3	10.3	2.4
新規登録者数	17	7	2	6	2	21.4	0
就職件数	17	1	0	14	2	41.7	6.3
月末現在有効求職者数	338	105	49	164	20	0.6	29.0

※ その他は、発達、難病、高次脳機能障害等



※ パートを含み、臨時を除く常用
 ※求人倍率は、求職者一人当たりの求人募集数。

○ 雇用保険取扱状況

		計	男	女	前月比	前年同月比
事業所関係	新規適用事業所数	7	*	*	▲41.7	▲12.5
	廃止事業所数	8	*	*	▲88.1	▲11.1
	月末現在事業所数	3,943	*	*	▲0.1	▲2.6
被保険者関係	資格取得者数	559	280	279	14.1	▲6.8
	資格喪失者数	663	313	350	10.3	▲3.5
	離職票交付件数	419	*	*	2.2	▲3.23
	月末現在被保険者数	43,695	24,753	18,942	▲0.3	▲2.8
給付金関係	受給資格決定数	241	99	142	40.9	12.6
	一般給付受給者数	727	280	447	▲2.0	4.8
	一般給付金額 (千円)	96,527	42,763	53,764	8.5	10.0
	個別延長給付受給者数	0	0	0	-	-
	個別延長給付金額	0	0	0	-	-

※金額は千円未満を四捨五入しているため、計で若干の誤差を生じる場合がある。

☆電子申請アドバイザーのご案内

労働保険関係の届出、申請には電子申請が便利！

電子申請を使うと、ハローワークに出向くことなく、オンラインでお手続きが可能です。

石巻所では月に一回、電子申請アドバイザーを招き、事業所様向けにご相談を受け付けています。

○ 11月・12月の電子申請アドバイザー出張相談日は・・・**12月10日(火)・1月7日(火)**です。

※会場は、ハローワーク石巻3階会議室となります。9:00~16:00の間の30分程度を予定しております。

※参加希望の場合は、雇用保険適用窓口にご連絡ください。TEL: 0225-95-0158(21#)

令和 6 年度 高年齢者活躍促進セミナー ～ 70 歳までの就業機会確保のために～

日時	令和 7 年 1 月 10 日 (金) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
場所	石巻合同庁舎 3 階大会議室 石巻市泉町 4-1-18
申込先	電話の申込先： 0225-95-0158 (21#) 電子メールの申込先： 04020senmon@mhlw.go.jp <small>(※電子メールでお申込みの際は「事業所名」「連絡先」「参加する方の役職及び氏名」を記入願います。)</small>
申込締切	1 月 7 日 (火)
定員	30 名

特定最低賃金改定のお知らせ

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県特定最低賃金が適用されます。

宮城県特定最低賃金 <small>業種は日本標準産業分類による。</small>	時間額	適用除外労働者 <small>(この欄に掲げる労働者は、上記の宮城県最低賃金が適用になりません。)</small>	効力発生日
鉄鋼業 <small>鉄鋼業(高炉による製鉄業、鋳鉄铸件製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。) 又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)</small>	1,059 円	(1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者 (2) 雇入れ後 3 月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	令和 6 年 12 月 15 日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 <small>電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)</small>	1,012 円	(1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者 (2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 ア 清掃又は片付けの業務 イ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 ウ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務 エ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務 <small>注：主としてはんだ付けの業務に従事している者は適用除外労働者になりません</small>	令和 6 年 12 月 15 日
自動車小売業 <small>自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。) 注：カー用品店、自動車タイヤ販売店も適用</small>	1,036 円	(1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者 (2) 雇入れ後 3 月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者	令和 6 年 12 月 15 日

※「主として事務の業務に従事する者」、「外国人技能実習制度における技能実習生」も宮城県特定最低賃金が適用されます。